

社団法人 コンクリートパイル建設技術協会

設計委員長 金子 修

## 建築基準法施行規則の一部改正について

この度「建築基準法施行規則」の一部が改正されました。その内容についてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 改正された法律

建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）の一部を改正する法律

第 3 条の 2 計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更

#### 2. 官報による発表

平成 20 年 5 月 27 日付け官報 国土交通省令第 36 号として公布・施行されました。

#### 3. 国土交通省の技術的助言

平成 20 年 5 月 27 日付け 国住指第 858-1 号として、国土交通省住宅局建築指導課長より各都道府県建築主務部長宛てに、「建築基準法施行規則の一部改正等について（技術的助言）」が出されました。

#### 4. 構造審査・検査の運用解説

平成 20 年 6 月 2 日に、財団法人 建築行政情報センター (ICBA) のホームページで、「構造審査・検査の運用解説」の追補として、

第 4 章 その他の運用等

第 6 建築基準法施行規則第 3 条の 2（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）  
が公開されました。

## 【改正の概要】

建築基準法施行規則第3条の2（軽微な変更）の各項各号に列記するものに、構造関係規定及び建築設備関係規定に係るものが追加されました。

第八号は、「構造耐力上主要な部分における位置の変更について」規定され、基礎ぐいの位置の変更など、当該変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外の建築物の架構に生ずる応力度に影響を及ぼさず、かつ、当該変更に係る部材及び当該部材に接する部材の範囲において安全性が確認できるものに限り、変更が認められることになりました。

第九号は、「構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更について」規定され、構造耐力上主要な部分である構造部材の材料および構造の変更が、当該部材の強度又は耐力が減少しない場合に限り変更が認められることが定められています。

「軽微な変更」は、全体の構造計算に影響を与えることが無く、部分的な検討により内容の確認が可能なものということが前提となっています。また、軽微な変更として扱ったものは変更申請が不要となります。検査時に変更内容が確認されることになります。

軽微な変更の対象となるかどうか不明なものは、事前に審査側の了解を得ておくことが望まれます。技術的助言に示されているように、運用について不明な場合は事前に審査側と協議することができます。

今回の改正の趣旨は、軽微な変更が建築確認手続きに要する負担の軽減にあり、審査機関に対して弾力的に取り扱うことを指示しています。

以上、協会よりお知らせいたします。

今回は、法律の改正であることから、「軽微な変更」と判断される事例が具体的に示されていませんが、その基準については確認審査機関によって相違がある場合も考えられることから、慎重な対応が求められることになります。

当協会では、今回の改正に関して具体的な事例の問い合わせについては立場上回答することができませんので、あらかじめご了解をお願い致します。

なお、従来より御連絡しておりますように、これら具体的な事例の質問や苦情につきましては、建築行政情報センターのHP (<http://www.icba.or.jp>) の「質問箱」または「苦情箱」をご活用ください。

当協会としては、本法律改定前のパブリックコメントで、杭基礎の施工中の変更に係る具体的な事例を発表していただけたよう、国土交通省に対して意見書を提出しています。また、(社)日本建築構造技術者協会(JSCA)に対しても、杭基礎に係る具体的な事例を例示していただけたよう、その項目を具体的に示して依頼しているところです。これらの具体的な事例が公表された時は、また会員の皆様にお知らせいたします。

以上

本通知書に、下記書類を添付いたしますので参考にしてください。

1. 建築基準法施行規則の一部改正等について（技術的助言）
2. 構造審査・検査の運用解説 追補：規則第3条の2の運用解説 (H20.6.2公開)